

施設基準等に関する揭示事項

○当医院は、以下の施設基準に適合している旨、関東信越厚生局に届出を行っています。

- ・初診料(歯科)の注1に掲げる基準
- ・クラウンブリッジ維持管理
- ・CAD/CAM 冠及び CAD/CAM インレー
- ・歯科訪問診療料の注13に規定する基準
- ・歯科治療時医療管理料
- ・歯科外来・在宅ベースアップ評価料()

○揭示事項

初診料(歯科)の注1に掲げる基準

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた非常勤歯科医師が勤務しています。

クラウン・ブリッジの維持管理

装着したそ補綴物(被せ物)やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

CAD/CAM 冠、CAD/CAM インレー

CAD/CAM と呼ばれるコンピューター支援設計・製造ユニットを用いて技工所で製作される冠(被せ物)やインレー(詰め物)を用いて治療を行っています。

歯科訪問診療料の注13に規定する基準

在宅療養している患者さんへの診療を行っています。

歯科治療時医療管理料

患者様の歯科治療にあたり、医科の主治医や病院と連携し、モニタリング等、全身的な管理体制を取ることができます。

明細書発行体制

医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

医療情報取得加算

オンライン資格確認を導入しており、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて、必要な診療情報を取得、活用し診療を行っています。マイナ保険証の利用にご協力ください。